

スクールバスの乗車対象に関する基本的な考え方について

1 基本的な考え方

- ・本市のスクールバスについては、原則として、学校の統廃合に伴い、通学時間および距離が長くなる児童生徒の通学負担を緩和するため、運行している。
- ・このことにより、3校の統合に伴い豊岩中学校校区と下浜中学校校区に居住する生徒が乗車対象となる。
- ・なお、豊岩中学校校区および下浜中学校校区に居住する生徒のうち、現在、指定学校変更許可により既に秋田西中に通学している生徒も対象となる。

2 新屋高美町内会在住の生徒の場合

新屋高美町内会は、秋田西中学校校区と豊岩中学校校区にまたがっているが、スクールバスについては、豊岩中学校校区に居住する生徒のみが乗車対象となる。(下図参照)

新屋高美町内会におけるスクールバスの乗車対象

